



# たつくすふあつくすNEWS

(有) ビジネスブレイン原田会計  
〒302-0119 守谷市御所ヶ丘 3-14-14  
Tel 0297-48-9112  
Fax 0297-48-9735  
E-mail: info@harada-kaikei.com  
U R L : WWW://harada-kaikei.com/

## 源泉徴収をしなければならない取引

源泉徴収というのは、支払いする人が、所得税を天引きして税務署へ支払を行うことを言います。この源泉徴収をすべき取引は給与だけではないのです。

**Q** 給与支払時と同様に、所得税の源泉徴収をしなければならないものにはどのようなものがありますか？

**A** 所得税の源泉徴収の対象となる所得は、その支払を受ける者によって異なります。具体的には、居住者、内国法人、非居住者ごとに、それぞれ下記のとおり源泉徴収すべき所得が定められています。

### ●間違えやすいもの

○ 国内の個人に対して支払う次の報酬は源泉徴収が必要です。

原稿料、挿し絵、デザインの報酬、講演料、作曲、放送謝金など

○ 非居住者に対して支払う工業所有権の使用料は源泉徴収が必要です。

特にソフトウェアの使用料などについて、源泉徴収漏れが生じないように留意が必要です。

\*\*\*\*\*

### ◇ 源泉徴収が必要な所得

#### 1 居住者に支払うもの

(1) 利子等、(2) 配当等、(3) 給与等、(4) 退職手当等、(5) 公的年金等、(6) 報酬、料金等、(7) 生命保険契約に基づく年金、(8) 特定の給付補てん金、利息、利益、差益、(9) 特定の匿名組合契約等に基づく利益の分配、(10) 特定の割引債の償還差益

#### 2 内国法人に支払うもの

(1) 利子等、(2) 配当等、(3) 特定の給付補てん金、利息、利益、差益、(4) 特定の匿名組合契約に基づく利益の分配、(5) 芸能人の役務の提供に関する報酬、料金、(6) 馬主が受ける競馬の賞金、(7) 特定の割引債の償還差益

#### 3 非居住者および外国法人に支払うもの

(1) 土地等又は建物等の譲渡による対価 (2) 人的役務の提供に係る対価、(3) 不動産の使用料等、(4) 利子等、(5) 配当等、(6) 貸付金の利子、(7) 工業所有権の使用料等、(8) 給与または報酬(外国法人は除く。)、(9) 広告宣伝のための賞金、(10) 生命保険契約に基づく年金、(11) 特定の給付補てん金、利息、利益、差益、(12) 特定の匿名契約に基づく利益の分配、(13) 特定の割引債の償還差益